

労働安全衛生法第59条第3項
労働安全衛生規則第36条第1号

自由研削といし 取替え業務等の特別教育

受講案内

[実施団体：一般社団法人 川越地区労働基準協会]

【受講対象者】 自由研削といしの取替え、取替時の試運転の業務に従事する労働者

【日時】 令和7年10月14日(火) 10:00~15:00 [受付開始9:30~]

【会場】 (一社)川越地区労働基準協会 講習室
川越市新宿町2-6-9 (JR川越駅 西口 徒歩15分)
[国道16号沿い]
電話：049-244-9422 FAX：049-242-0613
[駐車場はありません。電車等をご利用ください。]

【講習内容：学科講習】

- | | |
|----------------------------------|-----|
| ① 自由研削用研削盤、自由研削用といし、取付け用具等に関する知識 | 2時間 |
| ② 自由研削用といしの取付け方法、試運転の方法に関する知識 | 1時間 |
| ③ 関係法令に関する知識 | 1時間 |

【受講料】 協会会員14,520円 非会員：16,720円 [テキスト代を含む] 【消費税込み】
※納付頂きました受講料は、原則としてお返しいたしません。

【申込み方法】

- ① 別紙申込書に記入の上、メールまたはFAXで送付してください。
- ② 「適格請求書」「受講票」を申込先(会社)宛に送付します。
- ③ 受講料のお支払いにより、お手続き完了となります。
[振込手数料は、各自でご負担のほどお願いいたします。]

【募集定員】：30名 締切り日→→9/26(金) [定員に達し次第、締切となります。]

【特別教育修了証の交付】

特別教育のうち学科教育の修了を証明する修了証を交付します。

【実技講習のお願い】

この講習は、特別教育のうちの学科教育です。修了者には、各社において知識・技能経験を有する者により、実技教育を行い、当協会が発行した「実技教育記録」に実技教育を修了した旨を記録し保存して下さい。

(既に各社において独自に学科・実技の修了を記録している場合は、不要)。

実技教育の内容⇒「自由研削といしの取付け方法及び試運転の方法」

▶▶▶ 請求書をメールにて送付することも可能です。
 ご希望される方は E-Mail でお申込の上、
 「請求書をメール送付希望」と記載してください。

E-Mail : kg9422@helen.ocn.ne.jp
 FAX : 049-242-0613

「自由研削といし取替え業務等の特別教育」 受講申込書

	受講No. _____	修了証No. _____
受講者	フリガナ	※ 男 女
	氏 名	※ 昭・平 年 月 日生
	職種又は職名	※
所属事業場	名 称	※
	所在地等	※〒 _____ ※ _____ ※ 電話 _____ ※ 「適格請求書」「受講票」等の送付先の担当者の 所属名： _____ 担当者名 _____
	業 種	※
	労働者数	名
	会員非会員の別 いずれか○を付す	※(1) 川越地区労働基準協会員又はその他県内地区労働基準協会員 (2) 非会員
上記のとおり申し込みます。 ※ 令和7年 月 日 [会社責任者 職・氏名] ⇒ _____		

受講申込書に記載された個人情報は、講習会及び受講者管理にのみ用います。

-----切り取らないでください。-----

自由研削といし取替え業務等の特別教育

受 講 票

	受講No. _____	会場 (一社) 川越地区労働基準協会
氏 名	※	出席 確認 印
事業場名	※	
受講日時	令和7年 10月 14日 [火] 10:00~	

受付開始 9:30

受講説明 9:50

お願い⇒① ※ 印の箇所は、必ずご記入ください。
 ② 駐車場は使用できません。